

政令第 号

電気事業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、電気事業法の一部を改正する法律（令和八年法律第六十八号）の施行に伴い、並びに電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二十八条の五十五第三項及び第九十九条の八の規定に基づき、この政令を制定する。

（電気事業法施行令の一部改正）

第一条 電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第四十六条第二項第一号」を「第四十七条第二項第一号」に改める。

第四条中「一兆七千四百七十億円」を「三兆八千七百七十億円」に改め、第四十七条を第四十八条とし、第四十四条から第四十六条までを一条ずつ繰り下げ、第四十三条の次に次の一条を加える。

（エネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定への納付手続）

第四十四条 卸電力取引所は、法第九十九条の八の規定により納付する各事業年度の利益金は、当該事業年度の翌事業年度の七月三十一日までにエネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定に納付しなければならない。

ならない。

2 卸電力取引所は、前項の規定により利益金を納付するときは、当該利益金の計算書（次項において単に「計算書」という。）に、当該事業年度の損益計算書その他の当該利益金の計算の基礎を明らかにした書類（次項において「添付書類」という。）を添付して、当該事業年度の翌事業年度の七月二十一日までに、これを経済産業大臣に提出しなければならない。

3 経済産業大臣は、前項の規定による計算書及び添付書類の提出があつたときは、遅滞なく、当該計算書及び添付書類の写しを財務大臣に送付するものとする。

（特別会計に関する法律施行令の一部改正）

第二条 特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第五十一条第三項中「第八十五条第五項第一号ニ」を「第八十五条第五項第一号ホ」に改め、同条第四項中「第八十五条第五項第一号ホ」を「第八十五条第五項第一号ヘ」に改める。

附 則

この政令は、電気事業法の一部を改正する法律の施行の日（令和 年 月 日）から施行する。

理 由

電気事業法の一部を改正する法律の施行に伴い、電気事業法施行令において広域的運営推進機関の借入金及び広域的運営推進機関債の発行の限度額を引き上げる等の必要があるからである。